

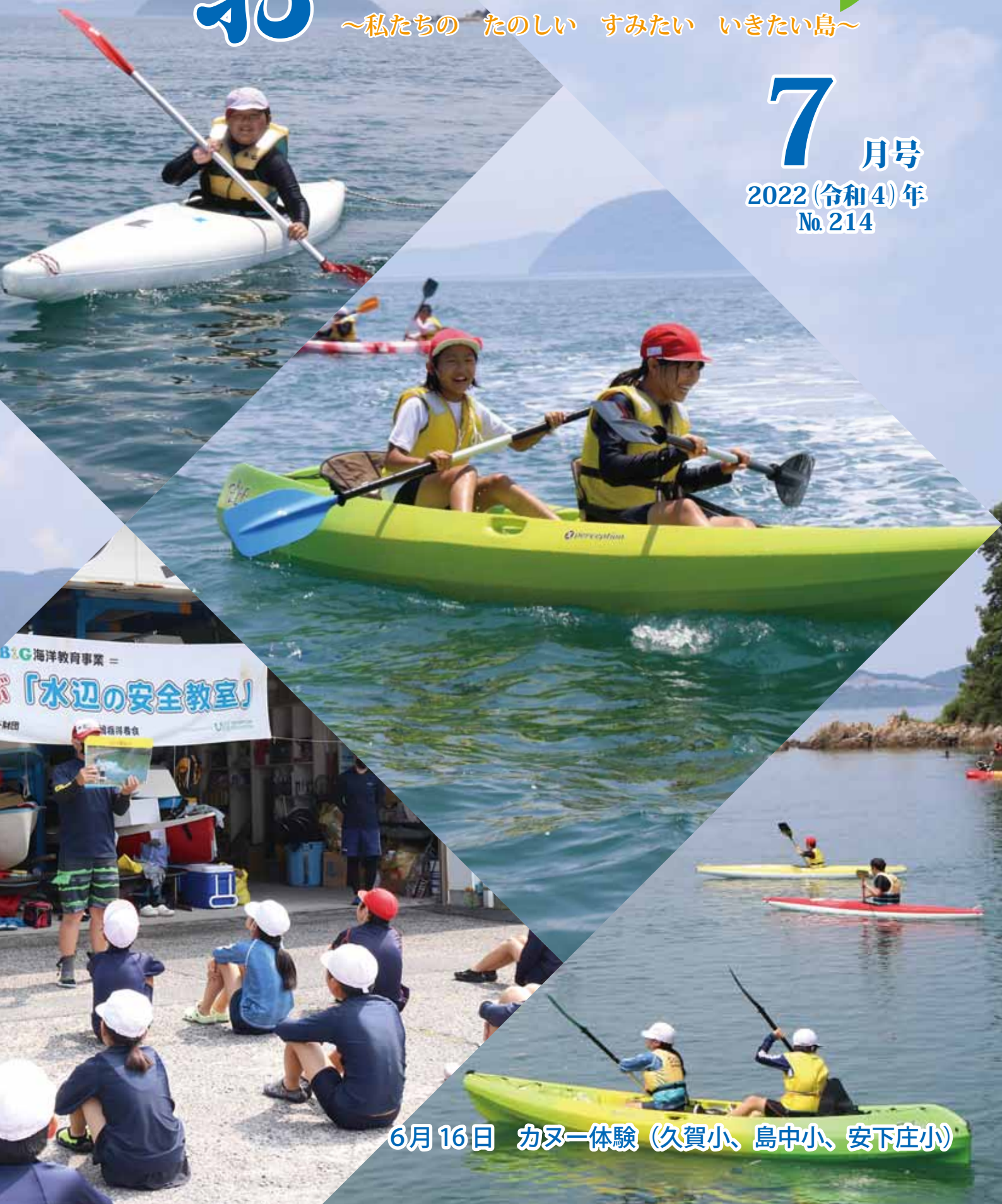
す ^{広報} おう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

7 月号

2022 (令和4) 年
No. 214



B&G 海洋教育事業 =
「水辺の安全教室」

6月16日 カヌー体験 (久賀小、島中小、安下庄小)

○簡易脳ドック検診事業

381万4千円 <健康増進課>

40歳から60歳までの5歳刻みの年齢到達者に簡易脳ドック受診費用の一部を助成します。

■福祉

○成年後見支援センター運営事業

33万2千円 <福祉課>

地域住民に権利擁護を身近に感じてもらい、気になることがあればすぐに相談ができるよう、普及啓発を行います。

○生活困窮者自立支援事業（新型コロナウイルス対策）

457万8千円 <福祉課>

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、緊急小口資金等の特例貸付けを利用してもなお困窮している世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を給付します。

○保育所英語講師派遣事業 168万円 <福祉課>

幼少期から英語に慣れ親しみコミュニケーション能力を養うために、町内の全ての保育所を対象に英語学習を実施し、子育てを支援します。

○ちびっ子医療費助成事業

1,252万7千円 <福祉課>

小学校6年生までの児童の医療費を全額助成します。

○中学生医療費助成事業 539万3千円 <福祉課>

中学校3年生までの生徒の医療費を全額助成します。

○児童手当事業 9,971万円 <福祉課>

中学校修了までの子どもを対象に一人あたり、3歳未満は月額15,000円、3歳以上は月額10,000円（3歳以上小学校修了までの第3子以降は、15,000円）、所得制限以上の者は月額5,000円を支給します。

○保育所完全無償化事業 3,860万円 <福祉課>

町内に住所を有し、かつ町内の保育所を利用する世帯の児童に対し、保育料の無償化を行い、副食費を保育所に支給することで、保育の完全無償化を行います。

3. 安心・安全で思いやりに満ちたまちづくり

■保健・医療

○子育て支援アプリ情報配信サービス事業

37万4千円 <健康増進課>

スマートフォンで、妊娠中の記録・乳幼児健診等の子どもの成長記録や予防接種のスケジュールが管理できたり、妊娠・出産・子育てに関する情報を受ける事のできる、子育て支援アプリ情報配信サービスを実施します。

○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

1,165万5千円 <健康増進課>

令和3年12月1日から開始された、新型コロナウイルスワクチン接種（3回目）の円滑な実施を図るための体制を整備します。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策事業

3,160万9千円 <健康増進課>

令和3年12月1日から開始した、新型コロナウイルスワクチン接種（3回目）を行います。

○救急安心センター事業（#7119）

38万1千円 <健康増進課>

急な病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきか迷った際の相談窓口として、共通の短縮ダイヤル（#7119）を使用し、適切な対処方法や医療機関受診の可否等について、コールセンターの専門員からアドバイスを受けることができる救急安心センター事業を引き続き実施します。

○地域外来・検査センター設置運営事業

368万9千円 <健康増進課>

県からの委託を受け、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が、迅速かつスムーズに検査を受けられるよう、大島郡医師会の協力のもと、かかりつけ医の診断に基づき検体採取を行う、「地域外来・検査センター」を運営します。

○がん検診総合支援事業 9万8千円 <健康増進課>

子宮がん検診は21歳、乳がん検診は41歳到達者に無料クーポン券を配付し、検診受診者の支援を行います。

○高潮ハザードマップ整備事業

1,333万6千円 <総務課>

高潮対策等に対する避難体制の充実・強化を図るため、高潮ハザードマップを作成し町民に周知を図ります。

○自主防災組織等防災訓練補助金

120万円 <総務課>

自主防災組織等が訓練を実施した場合、その経費の一部を助成します。

○自主防災組織防災資機材整備補助金

150万円 <総務課>

自主防災組織の防災訓練を促すとともに、自主防災組織が必要な防災資機材の購入費を助成し、実効性のある自主防災組織の育成を支援します。

■交通安全・防犯

○防犯カメラ設置事業

237万6千円 <総務課・商工観光課>

犯罪・事故防止のため公共の場所に防犯カメラを設置します。

○特定不妊治療費助成事業 15万円 <健康増進課>

令和4年度から保険適用されますが、治療が令和3年度から4年度にかかる方について、国の経過措置制度に準じて助成します。

○子育て世代包括支援センター事業

15万円 <健康増進課>

妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口として、妊産婦や乳幼児等の実情を把握し、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。

■防災・消防・救急

○防災行政無線再整備事業

968万円 <政策企画課>

安定的に防災行政無線を運用していくため、各設備を計画的に更新していきます。

○消防団員用ヘッドライト配備事業

199万8千円 <総務課>

消防団活動における団員の安全性向上を図るため消防団装備の拡充を図ります。

統合小学校の校名が「東和小学校」に決まりました

令和5年4月に森野小学校と城山小学校が統合するにあたり、令和4年3月15日から25日までの間、東和地区にお住まいの方を対象に校名候補の募集を行い、小学校統合準備委員会において5案を選定しました。その後、4月13日から22日までの間、森野小学校・城山小学校の児童及び保護者、教職員、学校運営協議会委員、東和地区自治会長を対象に校名のアンケートを実施しました。多くの皆さまにご協力いただきありがとうございました。

このアンケート結果を基に、小学校統合準備委員会で候補の選定を行いました。その後、周防大島町教育委員会会議の審議、周防大島町総合教育会議の協議を経て、6月の町議会で関係条例の一部改正議案の議決をいただき、「東和小学校」という名称が正式に決まりました。

アンケートの結果は次のとおりです。

| 候補名 | さざんせと小学校 | 城森小学校 | 東和小学校 | 森城小学校 | 森山小学校 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|
| 得票数 | 8 | 4 | 107 | 2 | 3 |
| 順位 | 2 | 3 | 1 | 5 | 4 |

【投票者の年齢構成別得票内訳】

| 候補名 | 年代 | 児童 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 |
|----------|----|----|------|------|------|------|------|------|------|
| さざんせと小学校 | | 4 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 城森小学校 | | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東和小学校 | | 38 | 6 | 16 | 15 | 12 | 10 | 9 | 1 |
| 森城小学校 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 森山小学校 | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 50 | 6 | 18 | 16 | 13 | 11 | 9 | 1 |

※小学校統合準備委員会の意見…「東和小学校」が86%の高い支持率を示しているため、「東和小学校」としたい。旧東和町の時代から多くの学校が閉校しており、東和地区に残る学校が1つになるため「東和」の名称を残したい。

介護保険課からのお知らせ

☎ 介護保険課 介護保険班

☎ 0820 (73) 5503

介護保険負担限度額の認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている方は、居住費と食事の全額を本人負担していたり、大きくはなっています。市町村民税非課税世帯の方等については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。

■対象者

市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

- (1) 配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること
- (2) 本人および配偶者の預貯金等が基準額以下であること

【預貯金等の基準額】

- 年金収入等（非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含む公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の年額が
- (1) 80万円以下の場合、単身650万円、夫婦1650万円
 - (2) 80万円超120万円以下の場合、単身550万円、夫婦1550万円
 - (3) 120万円超の場合、単身500万円、夫婦1500万円

- (4) 2号被保険者の場合、単身1000万円、夫婦2000万円

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し（本人および配偶者の所有すべて）が必要となります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

■対象者

市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

- (1) 年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- (2) 預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

- (3) 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

(5) 介護保険料を滞納していないこと

■対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

■負担軽減の割合

- ・利用者負担額（1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25）
- ・老齢福祉年金受給者は、利用者負担額、食費、居住費または滞在費の100分の50

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。



バスの車内事故防止についてのお願い

ただいま、バス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しています。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。

また、お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

走行中やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。お立ちになってご利用いただく場合には、つり革や握り棒にしっかりおつかまりください。

バスの車内事故防止に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 山口県バス協会 ☎ 083 (922) 5031



バスが停まってから、お立ちください！

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は令和4年7月31日までとなっております。

国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

令和4年8月以降も認定が可能な方には、6月下旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付いたしますので、引き続き必要な方は、8月31日（水）までに更新の手続きを行ってください。（認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じるようになります）

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」に該当する方で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期該当の申請をすることで申請日から食事がさらに減額になる場合があります。

後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

現在、認定証をお持ちの方で、令和4年8月以降も該当する方は、7月31日までに新しい認定証を郵送します。（自動更新のため手続きの必要はありません）

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する方で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期該当の申請をすることで申請日から食事がさらに減額になる場合があります。

更新・申請手続き等

■申請場所

健康増進課、各総合支所・各出張所
■申請に必要なもの

保険証／マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する方で過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合

後期高齢者医療保険料の減免について

（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いいたします。

国民年金保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる事業の廃止や売り上げの減少などが生じて、所得が国民年金保険料の免除などの適用相当になることが見込まれる場合は、臨時特例措置として免除の申請を行うことができます。詳しくはご相談ください。

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎ 0820 (73) 5502

・岩国年金事務所

☎ 0827 (24) 2222

預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

あなたの書いた遺言書を法務局でお預かりします！

法務局で保管することにより、遺言者本人の死亡後相続人等に発見されないことや改ざんなどを防ぐことができ、裁判所の検認も不要となります。

また、遺言者があらかじめ希望している場合、遺言者の死亡後、遺言者が指定した方1人に対し、遺言書が保管されている旨の通知が届きます。

手続きの方法や必要書類など、詳しくは法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) をご覧ください。

■問い合わせ 山口地方務局岩国支局 ☎ 0827 (43) 1125 音声ガイダンス「4」

農地の無断利用を防ごう！

〜農地の売買・貸借・転用には許可が必要です！〜

岡町農業委員会（農林水産課内） ☎0820（79）1002

田や畑といった農地を宅地、駐車場、

資材置場等の農地以外のものにする

（転用）には、町長の許可（農地の面

積が4ヘクタールを超える場合は農林

水産大臣の協議・許可）を受けなけれ

ばなりません。また、農地に桜やクヌ

ギ等を植林する場合も転用となり、町

長の許可が必要です。（農地法第4条、

第5条）

なお、自己所有の農地の利用・保全

のために必要な施設（水路、農道等）

を設置する場合は、許可は不要ですが、

2アール未満の自己用の農業経営施

設（農舎、畜舎等）を設置する場合は、

農業委員会へ農地転用制限例外の届出

が必要となります。

農地転用の手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つの

ケースがあります。

(1) 農地の所有者自らが、農地の転用を

する場合（農地法第4条）

(2) 農地の転用を目的として、所有権や

賃貸借権などの権利を移転したり設

定する場合（農地法第5条）

※手続き内容によって、添付書類等提

出するものが異なります。

許可なく貸借や転用したら？

無許可で転用した場合や、許可の内

容と異なる目的で転用した場合は、耕

作権の保護や権利移転などの法律行為

が無効になります。また、違反転用の

場合は町長が工事の中止や原状回復な

どを命ずることができません。

農地に該当するかの確認は、農業委

員会事務局へお問い合わせください。

農地銀行とは？

農地銀行は、農地を「売りたい（貸し

たい）」「買いたい（借りたい）」という

希望を周防大島担い手支援センターで取

りまとめています。農地の有効活用を希

望される方は、ぜひご利用ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のお知らせ

■給付金の対象となる方

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当が支給された方 ※¹
(申請不要。対象者には支給済みです)
- (2) 公的年金等 ※²を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方 ※³ ※⁴
(要申請)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 (要申請)

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

※³ すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしている方、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額、

または一部を停止されたと推測される方も対象となります。

※⁴ 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■手続きに必要な物

通帳の写し、本人確認書類、収入額が分かる書類、年金額が分かる書類等

■申請場所

福祉課、各総合支所

■申請期限

令和5年2月28日(火)

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820（77）5505



福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- (1) 年齢要件
0歳～小学校就学前まで
- (2) 所得要件
税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- (1) 年齢要件
0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当者のみ）
- (2) 所得要件
なし

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- (1) 世帯要件
・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童
・父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童
- (2) 所得要件
市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なし）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

額を計算して所得要件を判定します。

中学生医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- (1) 年齢要件
中学校1年生～3年生まで
- (2) 所得要件
なし

【共通事項】

■受給者証有効期間

8月1日～令和5年7月31日まで

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は7月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証、父母の令和4年度住民税等の申告が必要です。

※収入が0の方も申告をお願いします。

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金が支給されます

福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給します。

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

(4)(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

■請求期限

令和5年3月31日

しつちよる？ やつちよる？ 健康づくり！

「ちよび塩」でおいしく運動・活動で元気に！ No. 112

岡健康増進課 健康づくり班 ☎73・5504

歯周病を予防しましょう！

私たちは、新型コロナウイルス感染症の予防のため、毎日マスクをするようになりまし。マスクを着用するこどでついつい油断して、歯や歯ぐきのケアがおろそかになっていませんか？

40歳以上の5人に4人が罹患しているといわれる歯周病は、歯周病菌が増えて起る病気です。私たちの歯にこびりつく歯垢（プラーク）には、わずか1mg中に10億もの細菌がすみついているといわれます。歯垢をそのままにしておくと、歯周病菌が増え続け、炎症を起こして、歯を支える組織を破壊していきま。歯周病は初期段階ではあまり自覚症状がないため、知らず知らずのうちに症状が進行していることあり、歯を失う大きな原因の一つとなつていま。また歯周病は、糖尿病や心筋梗塞、脳梗塞、認知症といったさまざまな病気に影響していま。

歯周病を予防するには、細菌の塊である歯垢を減らすことが重要で、食後に丁寧に歯磨きをすることが大事です。歯の噛み合わせの面だけでなく、

歯と歯ぐきの境目や、歯と歯の間を意識して磨きましょう。また歯間部清掃用具（デンタルフロス、歯間ブラシ等）も上手に活用するといいでしよう。



歯医者さんには自覚症状がないと、なかなか足が向かないものですが、自分の口の中がどんな状態か、これからどんなケアをしていくといいのかを知っておくことは大事です。町では7月から40歳以上の方を対象に「歯周疾患検診」を実施しますので、ぜひ受診して、これからの健康に役立ててください。

【ちよび塩クイズ】

熱中症予防の塩タブレットは一粒あたり平均何gの塩分が含まれているでしょうか？（答えは11ページに掲載）

周防大島の文化財④9 岩屋権現（安下庄）

《周防大島町文化財保護審議会委員 光田伸幸》

岩屋権現は高山の中腹、大字東安下庄にある。高山頂へ向かう県道沿いに駐車場があり、そこから鳥居をくぐり400メートルほど歩くと大きな杉の木に囲まれた岩窟が目に入る。そこが岩屋権現である。往時、帶石山普門寺は天台宗で、この場所に守護神として山王権現を祀ったのが始まりという。その後普門寺が真言宗となり虚空蔵菩薩を祀った。天保13年（1842）に成立した『防長風土注進案』には、帶石山普門寺の項に「奥之院嶽ノ窟本尊 虚空蔵 木佛立像長ケ一尺八寸」とある。天保15年（1844）、山王権現は長尾八幡宮に合祀された。現在の主神は国常立命である。明治34年（1901）通夜堂が東安下庄の塩宇地区に建てられている。岩窟の正面の石段から下っていくと通夜堂にたどり着くが、現在は通行が困難である。岩窟で火をおこし、この火で餅を焼いて食べると、その年は無病息災といわれ、正月三日には老若男女で賑わい無病息災を祈る。この火の管理は塩宇地区の人々が行っている。近年は岩屋のほか、帶石（千手観音）、立岩（馬頭観音）、巖門（十一面観音）とあわせて四ヶ所巡る「しあわせ祈岩」（四岩合わせ奇岩）の参詣者も増えている。



▲高山中腹にある岩屋権現

国民健康保険税の 賦課限度額が 変わります

■問い合わせ

- ・保険税について 税務課 課税第1班
☎ 0820 (74) 1008
- ・資格について 健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (73) 5502

国民健康保険（国保）について

後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰でも国民健康保険に入ることが義務付けられています。国民健康保険に加入されると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国保税が課税されます。

資格の取得・喪失は必ず届出を

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。

事業所から周防大島町役場への連絡はありませんので、必ず健康増進課医療保険班、または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、保険証、取得または喪失の年月日を証するもの

◎軽減判定所得

| 軽減割合 | 世帯の前年中の所得（世帯主等を含む） |
|------|---|
| 7割軽減 | [43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下 |
| 5割軽減 | [43万円+(被保険者数と特定同一世帯所属者数)×28万5千円+10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下 |
| 2割軽減 | [43万円+(被保険者数と特定同一世帯所属者数)×52万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下 |

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された方で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

低所得者への軽減

軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な方（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者の所得が含まれます）

納税通知書の送付

令和4年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容を確認してください。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、国民健康保険税が減免される場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

◎令和4年度 国民健康保険税税率表（賦課限度額が変更）

| 課税対象額 | 医療分 | 後期高齢者 支援金分 | 介護分 |
|-------|--------------------|--------------------|--------|
| 所得割 | 8.9% | 3.1% | 2.9% |
| 均等割 | 27,400円 | 8,900円 | 9,300円 |
| 平等割 | 25,800円 | 8,900円 | 7,000円 |
| 賦課限度額 | 65万円 (改正前 63万円) | 20万円 (改正前 19万円) | 17万円 |

※介護分は、40歳以上65歳未満が対象となります。

国民健康保険税の子どもの均等割額が軽減されます

令和4年4月1日から、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）にかかる国民健康保険の均等割額の5割を軽減します。

令和4年度については、平成28年4月2日以降に生まれた方が対象です。

なお、前年の所得が一定基準以下の世帯で、均等割額の軽減が適用となる場合は、その適用後の均等割額より更に5割軽減します。

■問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820 (74) 1008

町職員の異動（6月30日付）
【退職者】久美保育所 星出 優

周防大島町の話題



▲消防隊員から指導を受けながら心臓マッサージを行う参加者

「いざ」というときに

6月4日、東和総合センターにおいて、スポーツ少年団の指導者等を対象とした救命講習会が開催されました。

講習会では、柳井地区広域消防組合の隊員から、応急手当の基礎についての説明が行われ、また、倒れている方などを発見した際の対処方法や心臓マッサージ、AEDの使用方法についての実技指導がありました。

プール清掃を行いました

6月11日、三浦のB & G海洋センタープールにて、水泳教室や夏休みでの施設開放に向けて、プール清掃が行われました。

清掃には、地元子ども会や三浦小学校、B & G海洋クラブなどから、子どもや保護者、教職員が参加し、ブラシなどを使ってプールの汚れを取り除いていました。

また、プール清掃後には、B & G指導員による水辺の安全教室が行われ、水辺で活動するための注意点などを学びました。



▲プール清掃の様子



1 細いベルト状のライン上で、バランスを楽しむ遊び「スラックライン」に挑戦！
2 ステージイベントの様子 3 サップ（スタンドアップ・パドルボード）体験

自然の中で遊びを楽しむ

6月11日、12日の2日間、片添ヶ浜海浜公園にて、自然の中でさまざまな遊びを楽しむ野外フェスティバル「PLAY FES.」が開催されました。

スラックラインやサップ、ランバイク体験など自然の中で楽しめるアクティビティをはじめ、ワークショップやステージイベントなども行われました。

マルシェスペースでは、島内および県内からキッチンカーの出店もあり、訪れた方は自然の中で味わうグルメも楽しんでいました。

文化振興事業の補助金交付団体が決定しました

町内の団体から公募していた文化振興事業について、審査会の結果が町長に報告され、次の2団体の事業が採択されました。文化振興事業は、地域文化の振興や地域文化に親しむ環境づくり、住民参加型の文化振興などの活動に対して20万円を上限に交付されるもので、各団体の個性豊かな事業に期待が寄せられます。

令和4年度 文化振興事業補助金採択団体

| 団体名 | 事業名（事業概要） |
|-------------------|---|
| 島の生活文化研究会 | 写真展「周防大島の海の生き物と漁撈具」 |
| 特定非営利活動法人周防大島郷土大学 | 宮本常一没後40周年／宮本常一関係資料山口県文化財指定記念講座「2022年の宮本常一」 |

■問い合わせ 社会教育課 ☎ 0820 (78) 2205



◆令和4年度高齢者叙勲
○旭日単光章（地方自治功勞）
野村 誠さん（久賀）
（元久賀町議会議員）

受章

ほのぼの苑盆踊り大会を中止します

毎年8月に実施しています「ほのぼの苑盆踊り大会」を新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■問い合わせ 社会福祉法人さつき会 ほのぼの苑
☎ 0820 (74) 2100

明治時代から紡がれた周防大島とハワイの歴史



「瀬戸内のハワイ」として親しまれている周防大島。ハワイとのつながりは明治時代にさかのぼります。国策によるハワイ移民制度（官約移民制度）が始まると、山口県では周防大島からの募集に特に力を入れ、1885年（明治18年）の第1回官約移民では総勢944人のうち、周防大島出身者が全体の約3分の1を占めました。その後も官約移民（両国が認めた労働移民）3,900人あまりの人を皮切りに、多くの人々が周防大島からハワイに渡りました。

耕地で労働しながら共に励ましあう中で「ホレホレ節」などの民謡が生まれ、きびしい労働の日々を送りながらも日系移民の人々は社会的地位の向上に努め、次第に事業で成功を収める日系人も現れ、二世、三世の時代には、ハワイ社会の中核を担う人材を輩出するまでになりました。

1963年6月22日には周防大島とハワイ州カウアイ島で姉妹島縁組が締結されました。現在では締結日を記念して6月22日～8月31日の期間、色鮮やかなアロハシャツで正装する「アロハキャンペーン」が周防大島の夏を彩る風物詩となり、今年度からは周防大島高校の生徒さんもアロ

ハシャツを取り入れています。このアロハシャツによるおもてなしの取組は、1986年（昭和61年）から始まり35年以上続いています。

2007年にはハワイから伝統航海カヌー「ホクレア号」が日本航海の寄港地として周防大島に来訪。乗組員の方々との交流を通じてハワイ文化に触れたことを契機に、翌年2008年からは盛夏の毎週土曜日に開催される「サタフラ」ことサタデーフラが始まりました。

今年の夏も7月16日からサタフラが開幕し、8月27日までの毎週土曜日に開催されます。屋外の天然芝をステージに美しい星空のもとで披露される素敵なフラをご観覧ください。



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820 (72) 2134

【P8ちよび塩クイズ答え：0.1g前後】

※何粒も食べてしまうと、塩分の取り過ぎになります。注意しましょう。

募 集

令和5年4月1日採用の
周防大島町職員採用試験

町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ方の応募を歓迎しています。

■試験職種および採用予定人数

- ・ 初級行政職 若干名
- ・ 保健師 若干名
- ・ 土木技師 若干名

■受験資格

- ・ 初級行政職
平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和5年3月末日までに卒業見込みの人
- ・ 保健師
平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、保健師の資格を有する人または令和5年3月末日までに右記資格を取得見込みの人
- ・ 土木技師
〔有資格者〕
平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、土木課程の学校（高等学校、高等専門学校、大学など）を卒業した人

平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、2級以上の土木施工管理技士か2級以上の管工事施工管理技士の資格を有する人または令和5年3月末日までに右記資格を取得見込みの人

学校を卒業し、2級以上の土木施工管理技士か2級以上の管工事施工管理技士の資格を有する人または令和5年3月末日までに右記資格を取得見込みの人

舎（周防大島町小松126-2）
■第2次試験
11月下旬～12月上旬に予定
■採用予定日
令和5年4月1日
■申し込み・問い合わせ
総務課 人事行政班
☎0820（74）1000

平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の土木課程の学校（高等学校、高等専門学校、大学など）を卒業した人

障害者を対象とした
令和5年4月1日採用の
周防大島町職員採用試験

■受付期間

7月15日（金）～8月3日（水）
午前8時30分～午後5時15分
（土日祝日を除く）

■試験職種および採用人数

- ・ 初級行政職 若干名
- 受験資格
次のすべての要件を満たす人が受験できます。

※郵送の場合8月3日（水）までの消印があるものに限る。

■申し込み方法

受験申込書No.1および受験申込書No.2（写真添付・受験票）を総務課へ提出してください。

受験申込書は、総務課および各総合支所に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■第1次試験日時・場所

9月18日（日）
受付 午前8時30分から
試験 午前9時から

場所 周防大島町役場大島庁舎

※点字による受験を希望する方は、総務課に必ずお問い合わせください。

合わせてください。
■受付期間
7月15日（金）～8月3日（水）
午前8時30分～午後5時15分
（土日祝日を除く）
※郵送の場合8月3日（水）までの消印があるものに限る。
■申し込み方法
受験申込書No.1および受験申込書No.2（写真添付・受験票）を総務課へ提出してください。
■第1次試験日時・場所
9月18日（日）
受付 午前8時30分から
試験 午前9時から
場所 周防大島町役場大島庁舎（周防大島町小松126-2）
※点字による試験は別日程となります。詳細はお問い合わせください。
■第2次試験
11月下旬～12月上旬に予定
■採用予定日
令和5年4月1日
■申し込み・問い合わせ
総務課 人事行政班
☎0820（74）1000

柳井地区広域消防組合
消防職員採用試験

■試験職種および採用予定人員
・ 消防吏員 1人程度
■主な受験資格
・ 平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、原則として高等学校教育課程を修了した方（令和5年3月卒業見込み含む）
・ 採用後に柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住できる方

■受験申し込み期限

8月5日（金）（当日消印有効）
※申し込み方法など、詳しくは当消防組合ホームページをご確認ください。

■第1次試験日

9月18日（日）
申し込み・問い合わせ
〒742-0031
柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部 総務課
☎0820（23）7772



警察官採用試験

■試験区分

- ・警察官採用A試験（第2回）
- ・警察官採用B試験

■受験資格

- 〔警察官採用A試験（第2回）〕
- ・平成元年4月2日以降に生まれた方
- ・四年制以上の大学を卒業または令和5年3月31日まで卒業見込みの方

〔警察官採用B試験〕

- ・平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、警察官A以外の学歴の方（※大学在籍者を除く）

■受付期間

8月16日(火)まで

■申し込み方法

原則、電子申請のみとなります。詳しくは、山口県人事委員会事務局ホームページをご確認ください。

※警察官A（第1回）試験受験者は、警察官A（第2回）試験への申し込みはできません。

■第1次試験 9月18日(日)

■問い合わせ

柳井警察署 警務課
☎0820(23)0110

放送大学10月入学生募集

放送大学は、令和4年度10月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせください。

■出願期間

- ・第1回 8月31日(木)まで
- ・第2回 9月13日(火)まで

■問い合わせ・資料請求

放送大学山口学習センター
☎083(928)2501

相談

木造住宅の耐震個別相談会

木造住宅の耐震個別相談会を開催します。

住まいの耐震性に不安のある方や、実際に耐震診断・改修をお考えの方に、個別に耐震診断・

改修の流れや費用に係る補助制度の説明を行います。

申し込み・相談料はいずれも不要です。お気軽にお越しください。

■日時

7月29日(金)

午前9時～午後5時

■会場

役場大島庁舎2階 相談室3

■相談員

総務課 消防防災班職員

■問い合わせ

総務課 消防防災班

☎0820(74)1000



お知らせ

令和5年次分

蜜蜂転飼許可申請について

蜂蜜などを販売することを目的として住所以外の場所で蜜蜂を飼育される方は、転飼場所や飼育期間を記入した「蜜蜂転飼許可申請書」を提出し、事前に許可を受ける必要

があります。

■提出書類

蜜蜂転飼許可申請書（農林水産課で配付しています）

※許可を受けようとする群数に応じて手数料が必要です。

■留意事項

密源の競合を避けるため、農林水産課への提出前に、必ず転飼先の山口県養蜂農業協同組合支部長に対して、9月16日(金)までに申請内容の確認依頼を行ってください。

■提出期限

10月7日(金)

※手続きや手数料など詳しくは、農林水産課または柳井農林水産事務所畜産部（☎0820・22・2416）にお問い合わせください。

※支部長確認印のない申請や提出期限を過ぎた申請については許可できない場合があります。

■提出先・問い合わせ

農林水産課 有害鳥獣対策班
☎0820(79)1002



柳井地域合同就職フェアを開催します

参加企業の採用担当者と個別ブースで面談します。（無料・申込不要）

■日時

8月23日(火)

【午前の部】

午前10時30分～午後0時30分
（受付は10時から）

【午後の部】

午後2時～4時
（受付は1時30分から）

■場所

柳井クルーズホテル

■対象者

- (1)一般求職者
- (2)学生（令和5年3月卒業見込みの大学、短大、高専、専修学校等の方に限ります）

■参加企業

7月中旬頃、柳井市ホームページに掲載予定

■その他

厚生労働省ガイドラインに基づき感染症対策（マスク着用、検温、発熱等による入場制限）を行います。

■問い合わせ

柳井地区広域行政連絡協議会
☎0820(22)2111
(内線369)

家屋調査にご協力ください

令和4年1月2日から令和5年1月1日の間に、家屋の新築・増築、取り壊し（一部取り壊しを含む）をされた方、または今後予定のある方は、8月31日(水)までに税務課へご連絡ください。

また、各戸に配付した調査票をご利用ください。

※全ての家屋（農業用・プレハブ倉庫、車庫等を含む）が調査対象となります。

問い合わせ

税務課 課税第2班
☎0820(74) 1008

防火標語を募集します

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住する65歳以上の方

課題（防火標語）

- ・住宅防火（特に住宅用火災警報器）に関するもの
- ・放火火災防止に関するもの
- ・火がつきにくく、燃え広がらない防災エプロンの普及に関するもの
- ・その他火災予防に関するもの（山火事予防に関するものは除く）

応募方法

はがき等に作品（防火標語）、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号を明記のうえ、消防本部予防課まで郵送またはFAXするか、最寄りの消防機関へ直接お届けください。

応募締め切り

10月31日(月)（当日消印有効）

その他

- ・作品は自作で未発表のもの
- ・1人2点まで
- ・金賞に選ばれた標語は山口県の2次審査に提出します
- ・著作権は主催者に帰属するものとします

送付先・問い合わせ

〒742-0031
柳井市南町五丁目4-1
柳井地区広域消防本部
予防課 指導係
☎0820(23) 7774
FAX 0820(23) 4503

催し

第49回久賀土曜夜市

久賀サンロード商店街を歩行者天国にして、久しぶりに開催します。

似顔絵、ゲーム、フリーマーケット、金魚島カード交換会などを行います。

ステージには、久賀保育園、アロハ・フラ島高、矢野書道会、マウンテンマウス、K. S. Projectなどが出演します。

日時

7月23日(土)
午後6時～9時
※悪天候の場合は24日(日)に順延

問い合わせ

周防大島町商工会 久賀支所
☎0820(72) 0478

勾玉づくり講座

やわらかい石を紙やすりで削って勾玉を作ります。

開催日時

8月6日(土)
・午前の部 午前10時～
・午後の部 午後1時30分～

申し込み期限

8月4日(木)

- 材料費 1セット500円
- 定員 各回10人（先着順）
- 場所・問い合わせ
八幡生涯学習のむら
☎0820(72) 2601

企画展「周防大島の海のいきものと漁撈具」

周防大島を中心とした海のいきものと漁業の道具を写真パネルで紹介します。

開催期間

7月20日(水)～10月2日(日)

夏休み応援企画

企画展の開催期間中に、海のいきものや海の道具について講演を行います。話しを聞いて、質問をして、夏休みの自由研究にしてみませんか。

(1)海のいきものを知ろう！

日時 7月30日(土) 午前10時～
講師 内田博陽氏（なぎさ水族館飼育員）

(2)海の道具を知ろう！

日時 8月20日(土) 午前10時～
講師 徳毛敦洋氏（宮本常一記念館）

場所・問い合わせ

八幡生涯学習のむら
☎0820(72) 2601

サザンセット・ロングライド in やまぐち参加者募集

周防大島町など、柳井広域1市4町12.5kmを自転車で走る「2022サザンセット・ロングライド in やまぐち」が10月2日(日)に開催されます。

この大会はタイムを競うレースではなく、瀬戸内の美しい景色やきれいな空気などを楽しみながら、コースをめぐるサイクルイベントです。

皆さまのご参加をお待ちしています。

開催場所

柳井市・周防大島町・上関町・平生町・田布施町をめぐる12.5km

スタート&ゴール

アデリーホシパーク（柳井ウエルネスパーク）

募集人数

900人

参加費

1万1000円

申し込み方法

9月4日(日)までに公式ホームページからお申し込みください。
(<http://www.southernseto-longride.jp>)

問い合わせ（大会実行委員会）

一般社団法人ITADAKI
☎082(961) 4002

B & G 海洋センタープール開放予定表 (開放予定期間：9月11日まで)

■ 7月分

| 日にち | 区分 | 日にち | 区分 |
|--------|-------|--------|-------|
| 16日(土) | A・B | 27日(水) | A・B |
| 17日(日) | A・B | 28日(木) | A・B・C |
| 23日(土) | A・B・C | 29日(金) | A・B |
| 24日(日) | A・B・C | 30日(土) | A・B・C |
| 26日(火) | A・B・C | 31日(日) | A・B・C |

■ 8月分 (20日まで)

| 日にち | 区分 | 日にち | 区分 |
|--------|-----------------|--------|-------|
| 1日(月) | SS1・SS2・SS3・SS4 | 11日(木) | A・B・C |
| 2日(火) | A・B・C | 12日(金) | A・B |
| 3日(水) | A・B | 13日(土) | 盆休み |
| 4日(木) | A・B・C | 14日(日) | |
| 5日(金) | A・B | 15日(月) | |
| 6日(土) | A・B・C | 16日(火) | |
| 7日(日) | A・B・C | 17日(水) | A・B |
| 8日(月) | SS1・SS2・SS3・SS4 | 18日(木) | A・B・C |
| 9日(火) | A・B・C | 19日(金) | A・B |
| 10日(水) | A・B | 20日(土) | A・B・C |

※ 8/21以降の予定は、次号広報へ掲載します。

■ 利用時間・料金

| 区分 | 時間 | 中学生以下 | 高校生以上 |
|-----|-------------|------------|-------|
| A | 13:15～15:00 | 50円 | 110円 |
| B | 15:15～17:00 | 50円 | 110円 |
| C | 19:00～21:00 | 110円 | 160円 |
| SS1 | 14:00～15:00 | 大島元気っ子水泳教室 | |
| SS2 | 15:15～16:15 | | |
| SS3 | 16:30～17:30 | | |
| SS4 | 17:45～18:45 | | |

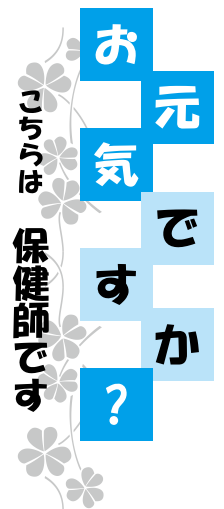
※ 町外に居住する方が利用する場合は、料金が2倍になります。

※ 新型コロナウイルス感染防止のため、人数制限を行いますので、必ず事前にプール管理事務所(74-5301)へ連絡ください。

水辺で楽しく安全に活動するために、次のことに気を付けましょう！

- (1)水辺で遊ぶ前に「天気予報を確認しよう！」
- (2)水辺で遊ぶときは「ライフジャケットを着よう！」
- (3)水辺で遊ぶときは「一人で行かない！」
- (4)溺れている人がいたら「飛び込まず助けを呼ぼう！」
- (5)水に落ちたら「あわてず、浮いて助けを待とう！」

■ 問い合わせ 社会教育課 ☎ 0820 (78) 5048



声かけ・見守りの地域力

地域包括支援センターは、高齢者を支える総合相談窓口です。家庭訪問や教室等の活動をする中で、「高齢者ばかりで若い者がおらん。さみしくなった」という話をよく聞きます。合併時(平成16年)の人口は約2万2000人でしたが、現在は約1万5000人を下回り、1人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えています。確かに人口は減少し高齢化が進んでいますが、地域包括支援センターの活動を通して、お互いが声をかけ合い、見守るネットワークができていることを強く感じています。

暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が多い周防大島町ですが、この声かけ、見守りが地域の力になっていくと感じています。

医療や介護が必要な状態になると、在宅生活を支援するためのサービスを利用することや、専門職が関わる機会が多くなります。どうしても以前のように地域の行事に参加したり、外出したりする機会が減ってしましますが、その方の生活の場は慣れ親しんだ地域です。それまで培ってきた地域とのつながりがあったこそ、安心した生活が送れると思います。

住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けるために、これからも声かけや、さりげなく見守る関係性を大切にしていきましょう。私たちも一緒に高齢者の皆さんを支援していきたいと思っています。

コロナ禍といわれ、交流する機会は少なくなりましたが、これからも地域の力である、声かけや見守りを大切にしていきましょう。

地域包括支援センター
主任介護支援専門員 松成智美
☎ 0820 (73) 5506

常設人権相談所

毎週月～金曜日 8：30～17：15（休日を除く）
 〇山口地方法務局岩国支局 ☎0827（43）1125

特設人権相談所

8月5日（金）9：30～12：00（久賀総合センター）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

児童巡回相談

8月22日（月）10：30～16：30（たちばなケアプラザ）
 定員3人（要予約・先着順）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

休日在宅当番医 9：00～17：00

7月24日（日）橋医院 ☎77-1000
 7月31日（日）野村医院 ☎76-0017
 8月7日（日）安本医院 ☎73-0822
 8月11日（木）しまかぜ在宅支援診療所
 ☎78-2533
 8月14日（日）山中医科歯科クリニック
 ☎72-0152

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直
 医が対応しています

大島病院 ☎74-2580／東和病院 ☎78-0310

ちよび塩の日PR活動

8月8日（月）11：00～13：00
 （セブンイレブン山口大島橋店）
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504

育児相談

7月28日（木）10：00～11：30
 （しまとぴあスカイセンター）
 8月12日（金）10：00～11：30（日良居庁舎）
 8月16日（火）10：00～11：30
 （久賀福祉センター）
 〇子育て世代包括支援センター Ohana ☎73-5511

こころの相談会

8月5日（金）10：00～12：00（久賀福祉センター）
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504（要予約）

認知症相談

8月4日（木）9：00～16：00（日良居庁舎）
 〇地域包括支援センター ☎73-5506

出張年金相談

毎月第3火曜日（久賀総合センター）
 10：00～12：00／13：00～16：00
 ※要予約（予約は相談希望日の前月1日から受付）
 ※持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。
 〇岩国年金事務所 ☎0827（24）2222

「必ず儲かる」とうたう情報商材
 の広告に注意



【相談窓口】

柳井地区広域
 消費生活センター
 ☎0820-22-2125
 山口県
 消費生活センター
 ☎083-924-0999
 消費生活上の不安
 や心配を感じたら
 消費生活センター
 にご相談ください。

【相談】

「必ず儲かる方法を教えます」と書かれた広告を見て副業
 ビジネスの申し込みをした。約1万円で購入したマニユア
 ルどおりに作業すると最初だけ報酬を得られた。その後、
 高額な情報商材の購入を執拗に勧誘されているがどうすれ
 ばよいか。

【アドバイス】

「必ず儲かる」ということはないので、信用せず、きつぱ
 りと断るよう助言した。

【ワンポイント講座】

「必ず儲かる」「簡単に稼げる」などとうたうたつて消費者を
 誘引し、高額な情報商材を購入させる事例が発生していま
 す。多くの場合、購入した情報商材には大金を稼ぐための
 具体的な方法は記載されておらず、実際に儲けを出すこと
 は困難です。最初だけ現金を振り込んで信用させるといつ
 た手口も確認されています。高額な契約を勧誘された場合
 は、はっきりと断りましょう。また、クレジットカード決
 済や借金による高額契約はしないようにしましょう。

不安に思った場合やトラブルになった場合は、柳井地区
 広域消費生活センターにご相談ください。

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

今月の納期

【第2期分】 固定資産税
【第1期分】
国民健康保険税（普通徴収）、介護
保険料（普通徴収）、後期高齢者医療
保険料（普通徴収）

納期限 8月1日(月)

人の動き（7月1日現在）※増減は対前月比

| 人口 | 14,566人 | (32人減) |
|--------|---------|---|
| 男（日本人） | 6,736人 | 〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 1人 転入 25人 小計 26人 減：死亡 34人 転出 33人 小計 67人 |
| 女（日本人） | 7,717人 | |
| 外国人 | 113人 | (9人増) |
| 世帯数 | 8,494戸 | (17戸減) |

周防大島町交通事故発生状況

(令和4年5月末現在)

人身交通事故

| 件数 | 死者 | 傷者 |
|-----|----|----|
| 8 | 0 | 10 |
| 前年比 | | |
| +2 | -2 | +2 |

物損事故件数

| | | |
|-----|-----|----|
| 107 | 前年比 | +1 |
|-----|-----|----|

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

食推おすすめレシピ♪

レンジで鶏しゅうまい



鶏ひき肉を使ってヘルシーに、きのこや野菜も一緒においしく食べられる主菜の1品を紹介します。しいたけやたまねぎをたっぷり使って、“蒸す”ことで、風味がとてもしかされるメニューです。かけ調味料は含まれていませんが、まずは何もかけずに味わってみてくださいね。

材料（4人分）

| | |
|--------------------|----------------|
| 鶏ひき肉 ……250g | 「片栗粉 …… 小さじ2 |
| しいたけ ……80g (小4個) | 「塩 …… 小さじ1/4 |
| たまねぎ ……1/2個 (150g) | しゅうまいの皮…20～24枚 |
| コーン (缶) ……50g | 枝豆 …… 適量 |
| | 水 …… 大さじ2 |

作り方

- しいたけとたまねぎはみじん切りにする。
- ボウルに鶏ひき肉、①、コーン、Aを入れてよく混ぜ、20～24等分（1人5～6個）にして、しゅうまいの皮で包む。上に枝豆を飾る。
- 耐熱皿に②をのせて分量の水をふりかける。ふんわりとラップをし、電子レンジ（600W）で6分加熱する。

【1人分の栄養素量】

エネルギー 189kcal、たんぱく質 13.6g、脂質 8.1g、食物繊維 2.3mg、食塩相当量 0.5g